

3 その他

1. 用語の解説

あ行

アダプト制度

地域住民が“里親”となり、道路・河川・公園等の公共施設を“養子”とみなし、行政と住民が協働でこれらの施設の維持・管理をしていく制度。

オープンスペース

公園や広場、河川、山林、農地、社寺境内地など、建物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

運動公園

⇒用語の解説 P195「都市公園の種類」の運動公園の欄参照

か行

街区公園

⇒用語の解説 P195「都市公園の種類」の街区公園の欄参照

開発許可制度

都市計画法に基づき、開発行為や建築行為等を都道府県知事等の許可に係らしめる制度。

河川区域

河川法に基づき、河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地等として指定する区域。

環境共生住宅

地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調

和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、若しくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として発生源地域と後背の一般市街地とを分離遮断するための緑地。

協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

霧島錦江湾国立公園

鹿児島・宮崎両県境の霧島火山地域と桜島を含む錦江湾（鹿児島湾）地域からなる国立公園で、これまでの霧島屋久国立公園から平成24年に屋久島地区が分離して現名称となるとともに、神瀬、神造（かみつくり）島、若尊鼻（わかみこのはな）の3か所が海域公園に指定された。陸域面積は365.86平方キロメートルで、霧島地区は霧島火山帯の主要部にあたり、火山やカルデラ起源の凹地が連なり、加えて気候的な条件から、変化に富む地形、植生景観がみられる。

霧島山森林生物遺伝資源保存林

霧島山塊は誕生時期に幅があるため、植生遷移の各段階に応じた多様な植物の分布がみられ、ミヤマキリシマの大群落、えびの高原のノカイドウ、赤松千本原と呼ばれるアカマツの巨木林及び甑岳の照葉樹林等は、日本の重要な植物群落とされ特定植物群落に指定されている。このように、霧島山は森林生態系として多様性に富み、豊かな森林生物遺伝資源を有しており、森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源の安定的かつ恒久的な保存を図ることを目的として設定されている。

霧島ジオパーク

ジオパークとは、地球科学的に見て重要な自然の遺産を含む、自然に親しむための公園であり、霧島ジオパークは、霧島山周辺地域において2010年9月に日本ジオパークネットワークへの加盟が認定された。

錦江湾みらい総合戦略

鹿児島県、錦江湾岸15市町（平成24年1月1日現在8市町）、関係7団体で構成する「錦江湾みらい総合戦略推進協議会」が平成11年5月に策定した、錦江湾の魅力を生かした、うるおいと活力ある地域社会を形成するための総合戦略。

近隣公園

→用語の解説P195「都市公園の種類」の近隣公園の欄参照

景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定に基き、景観計画区域内において指定した、地域の景観上の核となるような景観上重要な樹木。指定された要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観緑三法

景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する三つの法律を合わせた呼称。

公益的機能

森林や農用地には、木材等の林産物や農産物を供給するという役割だけでなく、渇水を緩和したり、土砂崩壊を防止したり、二酸化炭素を固定して地球温暖化の防止に貢献したり、野生生物のすみかや移動の経路となったり、トレッキングやキャンプに利用されたりと様々な機能がある。これらの機能は、多くの人たちに利益をもたらすため、公益的機能と呼び、治山事業の目的の一つとなっている。

さ行

里山

市街地や集落地の周辺にあり、かつて薪や炭の供給源となるなど人の生活と密接な関わりを持った森林。

施設緑地

公共施設等として管理される緑地のことと、都市公園や都市公園以外の公共・民間施設緑地がある。

自然公園

国立公園、国定公園、県立自然公園の総称。すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や条例で定められた区域。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するためにレクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

市民緑地制度

民有地において、その所有者と市で貸借契約を結び、市で簡単な施設整備（遊歩道や休憩施設）を行い市民に開放する制度。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園。

→用語の解説P195「都市公園の種類」の住区基幹公園の欄参照

循環型社会形成

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成すること。

森林法

森林生産力向上を目的とした森林行政の基本法。

生態系

生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステム。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していることを示す。

総合公園

⇒用語の解説P195「都市公園の種類」の総合公園の欄参照

た行

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、自然の特性やメカニズムを活用するとともに、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりをいう。

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。

地域制緑地

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、緑地保全地区等、一定の地域を指定して定められているもの。

地球温暖化対策

地球温暖化は、二酸化炭素(CO²)等の温室効果ガスが増えたことが原因で地球の平均気温は高くなり、自然界のバランスを崩す現象。その対策としては、省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用の推進、緑化推進などがあげられる。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備及び保全を図るために創設された都市計画法上の計画制度。

地区公園

⇒用語の解説P195「都市公園の種類」の地区公園の欄参照

天然記念物

わが国にとって価値が高く重要なもので、文化財保護法によって指定された動物・植物・地質・鉱物等。

都市基幹公園

主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するため、都市を単位として設けられる基幹的な公園。

⇒用語の解説P195「都市公園の種類」の都市基幹公園の欄参照

都市計画区域

都市計画区域は、「一体の都市として、総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域」について、都道府県が指定するもの。(都市計画法第5条)

都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のこと。次頁に都市公園の種類を示す。

【都市公園の種類】

| 種類 | | 種別 | 内容 |
|-------|------------|---|---|
| 基幹公園 | 住区 | 街区公園 | 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所当たり面積0.25haを標準とする。 |
| | 基幹 | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所当たり面積2haを標準とする。 |
| | 公園 | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所当たり面積4haを標準とする。 |
| | 都市基幹公園 | 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。 |
| | 運動公園 | 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。 |
| 特殊公園 | | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園 | その目的に則り配置する。 |
| 大規模公園 | 広域公園 | 一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。 | |
| | レクリエーション都市 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。 | |
| 国営公園 | | 一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園 | あっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。 |
| 緩衝緑地 | | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地 | で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な地域について公害、災害の状況に応じ配置する。 |
| 都市緑地 | | 都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地 | であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。 |
| 都市林 | | 動植物の生息地または生育地である樹木地等の保護を目的とする都市公園 | であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。 |
| 緑道 | | 災害時における避難路の確保、市街地における都私生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣地区又は近隣住区相互を連絡するよう設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地 | で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。 |
| 広場公園 | | 商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。 | |

(注1) 近隣住区とは、幹線街路等に囲まれた、概ね1km四方(面積100ha)の居住単位をいい、概ね小学校区に相当する。

都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称したもの。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程している。

土地区画整理事業

土地所有者等から公平に土地の一部を提供してもらい、これを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、全体としての利用増進を図る事業。

な行

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業の振興を図る地域として知事が指定する農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。

は行

バリアフリー

広義の対象者としては障害者を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては、障害者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策。

ヒートアイランド現象

都市の活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象のこと。

ビオトープ

ドイツ語で、ビオ（生き物）のトープ（住むところ）という意味を持つドイツの新しい自然思想のこと。生物の生息する生態的空間を大切にするとともに、もっと積極的にその生態空間を人為的に守り再生していくこうというもの。

風致地区

都市計画で定める地域地区の一つで、都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

保安林

災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

防災公園

地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地。

ポケットパーク

ポケットパークとは、道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。地域の生活環境を良くすることを重視し、気軽に休める憩いの場。

保存樹（花）、保存樹林

樹木の保存において、法律によるものと、自治体の条例等に基づくものがあり、法律に基づく保存樹・保存樹林は、都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年5月18日法律第142号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定。

条例に基づく保存樹・保存樹林は、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存。

ま行

緑のカーテン

窓の外に、アサガオやヘチマなどのつる性の植物をすき間なく植えて、幕のように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、また蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。グリーンカーテン。

緑の募金

森林の整備や緑を増やすことを農山村の人々や専門家に任せておくだけでなく、一人一人が森林や緑を自分たちの共通財産と考え、それぞれの立場で、可能な方法で、森づくりへ参加することが期待されており、緑の募金は、身近な地域や国内外の森づくりにつながり、さまざまな「森づくり・人づくり」活動の活性化に活かされている。

民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設で、公開性や永続性を有する社寺境内地等が該当する。

や行

優良農地

一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

ら行

ランドマーク

土地上の目印で、ある特定地域の景観を特徴づける目印。山や高層建築物、大木など、視覚的に目立つもの。

緑地協定制度

都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地等について、土地所有者全員の合意により、緑の保全または緑化に関する協定を市長の認可を受けて締結する制度。

わ行

ワークショップ

もともとの意味は、「工房」「作業場」など。講義や会議など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのこと。

2. 本計画に関する市民意識調査結果について

毎年市民を対象に実施している「市民意識調査」の平成24年度調査結果から本計画に関係の深い以下の設問を抜粋しました。概ねどちらかといえば好ましい結果がでていますが、改善の余地は十分残されており、特に6、8、9の結果から、自然環境保全、美化活動への取り組みや意識が低いことが覗えます。

1. 「身近な地域で公園・広場が整備されているか」について



「どちらかといえばそう思う」と答えた人が39.3%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は63.5%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計32.1%を上回っている。年齢別では40~50歳代で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた人の割合が比較的高い。地区別では、牧園・霧島地区で「そう思わない」と答えた人が最も多い。また、溝辺・牧園・霧島地区では「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計を上回っている。

2. 「樹木・草花・野鳥・昆虫・水辺等とのふれあいについて満足しているか」について



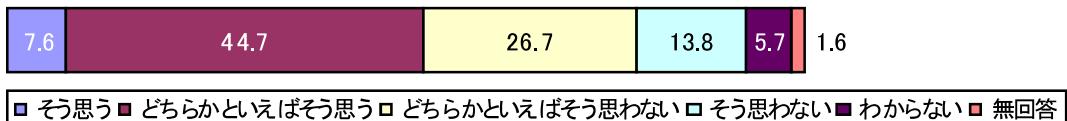
「どちらかといえばそう思う」と答えた人が47.8%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は61.3%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計26.2%を大きく上回っている。年齢別では65~69歳代で、地区別では、溝辺・横川・牧園・霧島地区で「そう思う」と答えた人の割合が比較的高い。

3. 「公園や街路樹などのまちの緑の多さに満足しているか」について



「どちらかといえばそう思う」と答えた人が48.2%と最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は62.9%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計31.0%を上回っている。年齢別では65~69歳代では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合が比較的高い。

4. 「美しい街並みが整備されているか」について



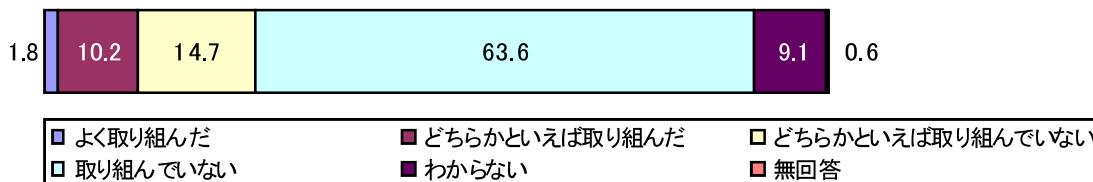
「どちらかといえばそう思う」と答えた人が44.7%で最も多い。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は52.3%となっており、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計40.5%を上回っている。年齢別で40歳代～50歳代、60歳～64歳代で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた人の割合が比較的高い傾向にある。地区別では、霧島地区で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計を上回っている。

5. 「歴史的な景観や自然景観が守られているか」について



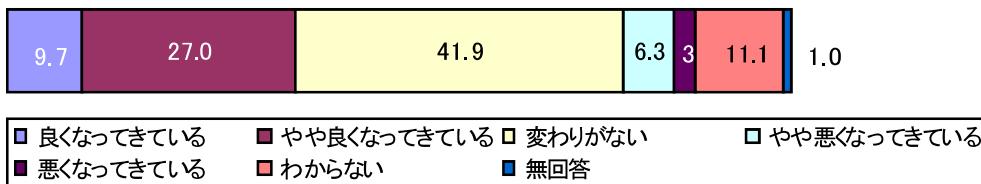
「どちらかといえばそう思う」と答えた人が51.5%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は71.8%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計19.7%を上回っている。性別、年齢別、地区別もほぼ同様の傾向にあるが、年齢別で65歳以上、地区別で横川・牧園地区で「そう思う」と答えた人の割合が比較的高い。

6. 「この1年間で植林活動、動植物の調査・保護、自然観察会など自然環境を保全する活動に取り組んだか」について



「取り組んでいない」と答えた人が63.6%で最も多く、自然環境保全活動への取り組み頻度が低い結果となっている。性別、年齢別、地区別もほぼ同様傾向にあるが、20歳代～30歳代では「取り組んでいない」と回答した割合が70%を超えており、溝辺・牧園・霧島地区では、「よく取り組んだ」「どちらかといえば取り組んだ」と答えた人の割合が比較的高い。

7. 「2、3年前と比べて市域の自然環境についてどのように感じているか」について



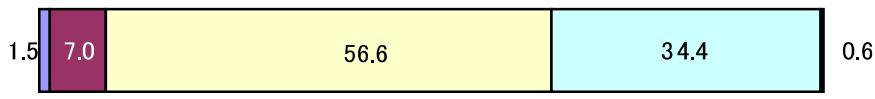
自然環境は「変わりがない」と答えた人が41.9%で最も多い。「良くなってきた」「ややよくなってきた」の合計が36.7%であり、「やや悪くなってきた」「悪くなってきた」の合計9.3%を上回っていることから、自然環境の変化に関する評価は比較的良好と言える。性別、年齢別、地区別もほぼ同様の傾向にあるが、50歳代と70歳以上、牧園地区では「やや良くなってきた」と答えた人が最も多い。

8. 「この3年間で市民団体や地区自治公民館、自治会などが開催する自然環境をテーマとする学習活動に参加したことがあるか」について



「参加したことない」と答えた人が86.8%と最も多く、「参加したことがある」は11.9%にとどまっており、自然環境をテーマとした学習活動への参加経験が少ない結果となっている。年齢別では、20歳代～30歳代及び50歳代は「参加したことない」が90%を超えており、一方で、65歳以上では「参加したことがある」の割合が比較的高い。地区別では、牧園地区で「参加したことがある」と答えた人の割合が比較的高い。

9. 「この1年間に美化活動に参加したことがあるか」について



「年に数回程度行っている」が56.6%で最も多く、次いで「全く行っていない」が34.4%となっており、美化活動への参加頻度は、あまり高くない結果となっている。年齢別では、20歳代～30歳代は「全く行っていない」と答えた人が最も多く、特に20歳代では75.4%と特に高い。

3. 策定委員会資料

(1) 諒問書

都 第 391 号
平成25年 2月 1日

霧島市都市計画審議会会長 殿

霧島市長 前田 終止

霧島市緑の基本計画（案）について（諒問）

このことについて、別添計画書（案）のとおり策定したいので、霧島市都市計画審議会条例第2条第4号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

平成25年2月12日

霧島市長 前田 終止 殿

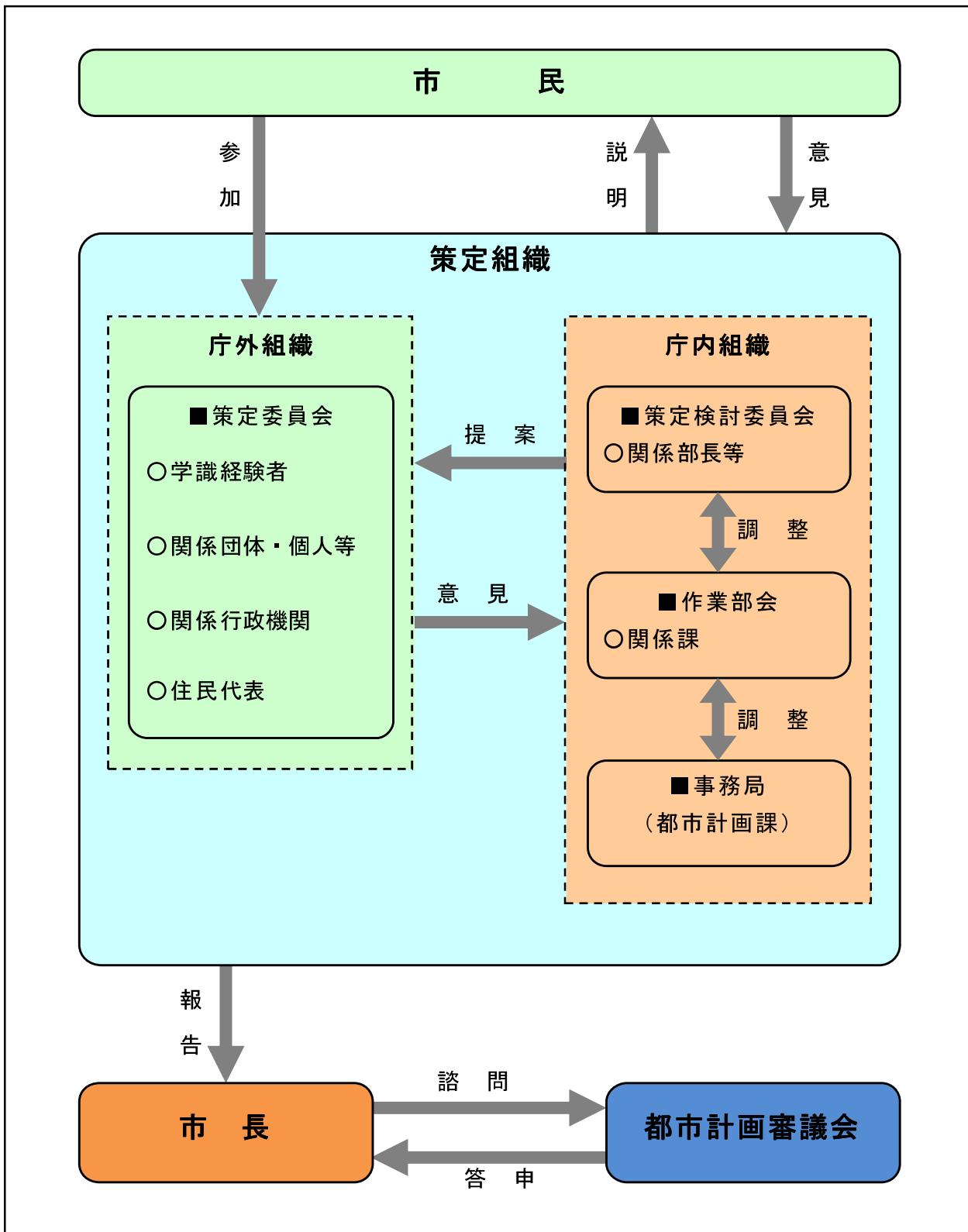
霧島市都市計画審議会
会長 石田尾 博夫



霧島市緑の基本計画（案）について（答申）

平成25年2月1日付け都第391号で諮問のあった「霧島市緑の基本計画（案）」について、審議の結果、原案を妥当であると認め答申します。

(3) 策定体制



(4) 策定委員会設置要綱

霧島市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し必要な事項を審議するため、霧島市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 住民代表
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画策定業務完了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(5) 策定委員会委員名簿

霧島市緑の基本計画策定委員会 委員構成

(敬称略)

| No | 区分 | 役職名等 | 委員名 |
|----|-----------|--------------------------|---------|
| 1 | 学識経験者 | 第一工業大学教授 | 石田尾 博夫 |
| 2 | 学識経験者 | 鹿児島工業高等専門学校准教授 | 岡松 道雄 |
| 3 | 学識経験者 | 鹿児島工業高等専門学校准教授 | 内田 一平 |
| 4 | 関係団体等 | くすの木自然館専務理事 | 浜本 奈鼓 |
| 5 | 関係団体等 | 霧島造園協会会长 | 大保 覚 |
| 6 | 関係団体等 | 霧島ふるさと命の森をつくる会 副理事長 | 桑野 敬子 |
| 7 | 関係行政機関の職員 | 鹿児島県姶良・伊佐地域振興局 農林水産部長 | 大津 清司 |
| 8 | 関係行政機関の職員 | 鹿児島県姶良・伊佐地域振興局 建設部長 | 田ノ上 逸郎 |
| 9 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（国分地区） | 笹山 千枝子 |
| 10 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（溝辺地区） | 藤澤 征人 |
| 11 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（横川地区） | 戸高 輝子 |
| 12 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（牧園地区） | 山口 茂喜 |
| 13 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（霧島地区） | 松元 繁明 |
| 14 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（隼人地区） | 新田 瑠璃子 |
| 15 | 住民代表 | 霧島市地域審議会委員（福山地区） | 久木田 きくみ |

(6) 策定委員会の主な経緯

| 時 期 | 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 平成 23 年度 平成 24 年 1月 24 日 | ○第1回緑の基本計画策定委員会 ・議事：【緑地の保全及び緑化の目標】 ①基本理念・基本方針について ②計画フレームの設定について |
| 平成 24 年度 平成 24 年 6月 28 日 | ○第2回緑の基本計画策定委員会 ・議事： ①スケジュールについて ②第1回策定委員会の意見に対する修正について 【緑地の保全及び緑化の目標】 ③「2-4.計画対象区域の設定」から 【緑地の配置計画】 ④「3-1.系統別緑地の配置計画」から 【緑地の保全及び緑化の推進のための施策】 ⑤「4-1.施策の体系」から |
| |  <p style="text-align: center;">策定委員会</p> |
| 平成 24 年 9月 20 日 | ○第3回緑の基本計画策定委員会 【現地調査】 |
| |  <p style="text-align: center;">現地調査の模様</p> |
| 平成 24 年 10月 24 日 | ○第4回緑の基本計画策定委員会 ・議事：【計画対象区域、計画目標水準の変更について】 【緑地の保全及び緑化の推進のための施策について】 【地域別緑化の推進について】 【緑化重点地区における緑化の推進について】 |
| 平成 24 年 12月 18 日 | ○パブリックコメント実施 ・実施（意見募集）期間：平成 24 年 12 月 18 日～平成 25 年 1 月 18 日 ・計画案の公表方法：本庁及び各総合支所等への計画案の設置、市ホームページへの掲載 |
| 平成 25 年 2月 12 日 | ○平成 24 年度第 2 回霧島市都市計画審議会 ・諮問第 1 号 霧島市緑の基本計画（案）について |

霧島市緑の基本計画

編集・発行 霧島市 建設部 都市計画課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

TEL 0995-45-5111 (代表)

FAX 0995-47-1441

HP <http://www.city-kirishima.jp/>

